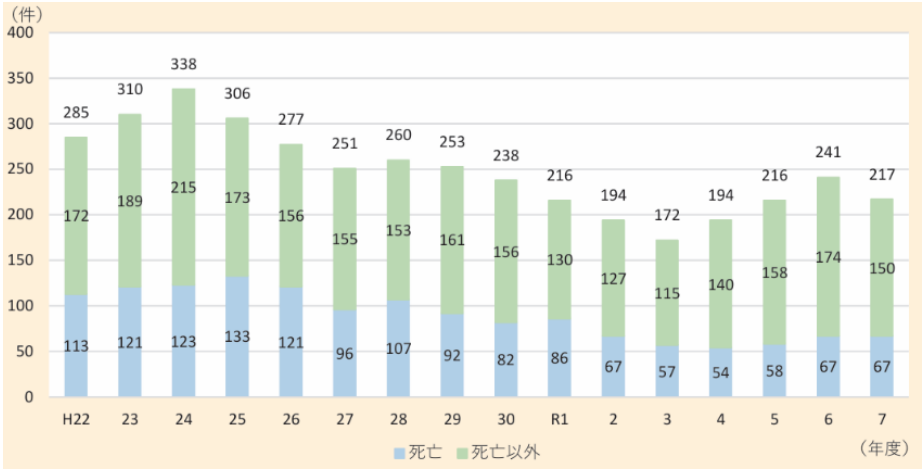
UAゼンセン・製造産業部門
安全衛生通信
No.134
発行日:2026 年 11 月 11 日
発行責任者:井上　宏行
作成:製造産業部門
久須見　一男
編集:労働安全衛生対策委員会

STOP過労死！「仕事より命が大事！」

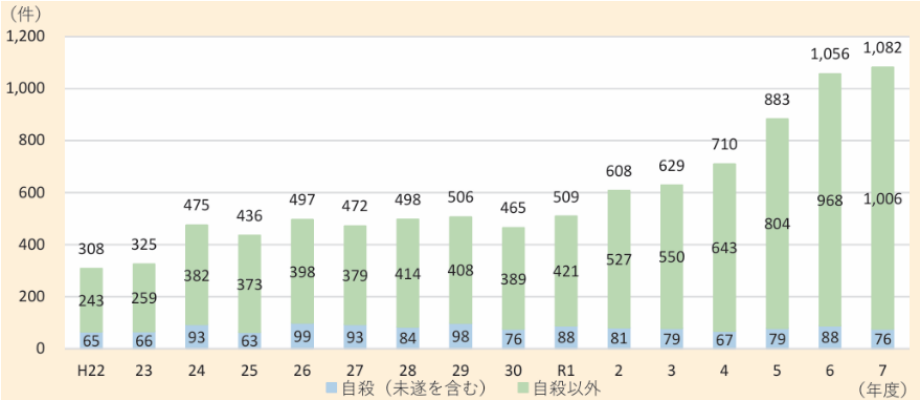
民間企業における業務災害に関わる労災支給決定件数の推移

※資料出典:厚生労働省「令和８年版過労死等防止対策白書」より

①脳・心臓疾患(死亡・死亡以外別)



②精神障害(自殺・自殺以外別)



違法な長時間労働などによる過重労働が発生する背景として、労働人口の減少による労働力不足、新たに人を雇い入れることが難しい環境があります。

とはいえ、過重労働等による『過労死』が発生した場合に企業が受ける社会的影響は極めて大きなものとなります。

〇民事上の責任(賠償責任)

労働契約法第５条に基づく「安全配慮義務」を怠ったとして、遺族に対して多額の賠償責任を負う可能性があります。

・長時間労働を放置した
・健康状態の悪化を把握していたのに対応しなかった
・メンタルヘルス対策を怠った

〇刑事責任

・労働基準監督署による司法処分
・事業主や管理監督者への罰則適用

刑事罰や事業場名の公表により、社会的信用の失墜、取引先からの信用低下にも繋がります。

過労死防止に向け労働組合での取り組みを強化しましょう

●労使協議会の定例化

労使協議会を定例化することで労使間のコミュケーションを活発にし、問題意識を共有しトラブルを未然に防ぐ。

●労使による労働時間の管理

繁忙・閑散期の対応や部署間の業務量の差異等を労使で対策し過重労働の分散し、過重労働を防ぐ。

●インターバル規制再度の導入

業務終了から開始までは完全に業務から離れリフレッシュして肉体的・精神的疲労を防ぐ。

●組合による相談窓口の強化

労働組合が組合員に寄り添い問題解決を行う。UAゼンセンと一緒にハラスメントによる精神疾患を防ぐ。

重大労働災害が発生した際は「重大災害発生報告書」をご提出ください。類似災害防止策の検証に役立てます。
詳しくは製造産業部門まで